

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項 目 名		教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長	
税 目		贈与税	
要 望 の 内 容	教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの時限措置の延長を要望する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)		— 百万円 (▲17,000 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。また、内閣府の調査によれば、20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由となっている。他方で、相続税法においては、従前、扶養義務者相互間における教育費に充てるための贈与は、都度贈与として金額を問わず贈与税非課税とされているところであるが、必要な分しか一度に贈与できず、また贈与者は受贈額を一度に使い切る必要があり、将来の見通しを立てて教育費を早期に確保することが難しい。 このような中で、少子化対策及び「人への投資」として、子供の教育費の早期確保が可能となる環境整備を図るため、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成 25 年 4 月 1 日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、子育て世代が中長期的な教育費の見通しを持って、生活費その他の支出を行うことによって、経済の活性化にも寄与してきたところであり、制度開始以降の契約件数は年々増加している。 扶養義務者の自助努力による教育費の確保を、こうした税制措置で引き続き制度的に担保する必要があることから、本制度の時限措置の延長を要望する。 （参考：総契約件数の推移） 平成 25 年度： 67, 581 件 平成 28 年度： 181, 786 件 令和元年度： 230, 011 件 令和 3 年度： 252, 090 件 令和 5 年度： 268, 169 件 令和 6 年度： 274, 964 件 (2) 施策の必要性 我が国の個人金融資産は、約 2, 000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。 本制度の延長により、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を更に促すことで、「自助」としての教育費の早期確保を可能にし、我が国の将来を担う人材への投資につなげる。また、これにより子育て世代の将来に対する不安を和らげ、消費活動の活発化を図る。 令和 7 年度に一般社団法人信託協会が実施した、本制度の利用者向けアンケートによると、本制度がなかった場合に「他の支出を減らした」と回答した利用者は 62. 0%で、本制度が消費活動の活発化に寄与していることがわかる。 また、「教育に関する費用を節約した」と回答した利用者は 49. 4%であり、その費用の内訳（※複数回答）は、「習い事」（64. 8%）、「塾・予備校」（63. 0%）が多く、そのほか、「海外留学」（16. 5%）、「大学・短期大学」（16. 5%）、「高等学校」（15. 4%）の費用等も挙げられている。このように、本制度があることで、教育に要する費用を節約せず、教育機会をより充実させることができている。
--------------------------	--

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書（令和3年 11 月）

（子育てや教育に関する経済的負担の軽減）

○ 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。

経済財政運営と改革の基本方針 2025 について（令和7年6月13日閣議決定）

（2）少子化対策及びこども・若者政策の推進

2024年の出生数は、過去最少の約68.6万人まで減少した。少子化の進行は危機的な状況で、いじめ、不登校、児童虐待や貧困、こどもの自殺増加など、こどもを取り巻く状況も極めて深刻である。全てのこども・若者の最善の利益を第一に考え、「こども未来戦略」、「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画2025」に基づき、「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく。施策の実施に当たっては、地域の子育て支援に係る状況、女性の継続就業率や男性の育休取得率等の数値目標を含めた指標を活用し、EBPMを確実に実行し、ワイズスペンディングにつなげるとともに、こども・若者や子育て世帯を始めとして国民の共感を得られるよう、丁寧な広報を行う。

「こどもまんなか実行計画 2025」（令和7年6月策定）

高等教育費の負担軽減

高等教育の修学支援新制度等による高等教育費の負担軽減を引き続き着実に実施する。給付型奨学金と授業料等減免について、令和6年度から、多子世帯や私立理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大し、また、貸与型奨学金については、令和6年度に減額返還制度の年収要件、月々の返還額の減額割合を見直したほか、授業料後払い制度について大学院修士段階に導入したところである。このうち、授業料後払い制度については、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、今後の各般の議論を踏まえ、速やかに結論を得る。さらに、令和7年度からは、第217回通常国会において成立した「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第17号）に基づき、こどもを3人以上扶養している多子世帯の学生等については、所得制限を設けることなく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とした。その際、対象学生等に係る学業の要件についても、あわせて適正化を行った。加えて、これらの経済的支援が必要な学生等に利用されるよう、周知・広報に取り組む。特に、高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援対象になり得る中学生など義務教育段階からの周知が重要であり、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、周知を図り、制度の活用を促進する。また、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し教育資金に要する費用について一括贈与した場合に1,500万円までを非課税とする措置を引き続き実施するとともに、学生の負担軽減を図るため、入学金を含む学生納付金について、各大学において額の抑制や分割納付等の措置を積極的に講ずるよう要請する。【文部科学省】

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり 政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 政策目標 1 1 スポーツの振興 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 政策目標 1 2 文化芸術の振興
		政策の達成目標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげるとともに、係る世代による消費の活性化、運用の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	更なる利用者の拡大に努める。
	有効性	政策目標の達成状況	幼稚園から大学院（博士課程）卒業・修了までの教育費は約 1,800 万円（※ 1）、留学に要する費用は約 600～700 万円（※ 2）である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、平均賃金の上がらない中、子育て世代の負担は依然として大きく、これを自助努力により確実に確保できるようにすることが必要。 （※ 1）公私立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大約 3,000 万円となる。 （出典：文部科学省「令和 5 年度子供の学習費調査報告書」 日本学生支援機構「令和 4 年度学生生活調査結果」） （※ 2）米国の公立大学に 1 年間留学した場合。 （出典：トビタテ！留学 JAPANHP より 各国留学ガイドブック（各国大使館監修資料、恵文社発行））
		要望の措置の適用見込み	現在利用している 274,964 件の契約に対し引き続き適用する必要があるほか、今後、毎年新たに約 7,600 件のペースで利用者が増加することが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により将来の教育費の早期確保により着実な人材育成につながるとともに、子育て世代の子どもの教育費に対する不安を和らげ消費活動が活性化すると考えられる。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫等への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、かつ自助努力による教育資金の確保を推進するものであるため、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	本措置が導入されてから令和7年3月末までで、契約件数274,964件、贈与された金額約2兆1,041億円。（信託協会調べ）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られている。実際に、信託を設定している金額のうち、令和7年3月現在で約1兆1,771億円が既に引出されている。
		前回要望時の達成目標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、同世代による消費の活性化を促す。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信託協会の調査によれば、利用者（贈与を受けた者の親）の約6割は「子供の将来の選択肢（進学先等）が広がることが期待できる」と、約8割は「教育資金に係る生計の負担が軽くなった」等と回答しており、目標は達成していると言える。
これまでの要望経緯			平成25年4月1日に新設。 平成27年度税制改正で延長・拡充。 平成29年度税制改正で拡充。 平成31年度税制改正で延長・拡充。 令和3年度税制改正で延長。 令和5年度税制改正で延長。